

衆議院法務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年3月12日（金）、第3回の委員会が開かれました。

1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

- ・上川法務大臣、丹羽文部科学副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・藤野保史君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、公明、維新、国民 反対－立民、共産）
- ・奥野信亮君外4名（自民、立民、公明、維新、国民）から提出された附帯決議案について、稲富修二君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、公明、維新、国民 反対－共産）
（質疑者）吉田宣弘君（公明）、高井崇志君（国民）、階猛君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

吉田宣弘君（公明）

- （1） 裁判所職員定員法
 - ア 裁判所における職員のワークライフバランス推進に向けたこれまでの取組
 - イ 地方裁判所及び家庭裁判所に第一審として係属した事件数の近年の推移
 - ウ 技能労務職員の担当業務
 - エ 技能労務職員の減員を伴いながら進められている裁判所の事務の合理化及び効率化の具体的内容
 - オ 裁判官以外の裁判所の職員の員数が17人減少することによる人件費への影響
- （2） 民事裁判手続のIT化の推進についての法務大臣の見解

高井崇志君（国民）

- （1） 判検交流
 - ア 法務省に勤務する裁判官出身の検事の人数及びその中における国の指定代理人として活動する訟務検事の人数
 - イ 裁判官出身の訟務検事が国の指定代理人として活動する形での判検交流は廃止すべきとの意見に対する法務大臣の見解
- （2） 選択的夫婦別氏制度
 - ア 選択的夫婦別氏制度に関する世論調査を法務省が自ら行う必要性についての法務大臣の見解
 - イ 選択的夫婦別氏制度に関する国会での議論を喚起するために法務省が何らかの取組を行う必要性についての法務大臣の見解

階猛君（立民）

- （1） 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化への対応と裁判官の増員
 - ア 民事訴訟事件の複雑困難化及び専門化の実情の把握方法
 - イ 裁判官の増員による民事訴訟事件の複雑困難化及び専門化への対応の効果
 - ウ 合議率の上昇と審理期間の短縮の関係
 - エ 国民のためには審理期間の短縮を最優先とすべきとの指摘に対する最高裁判所当局の見解

- オ 欠員が増えている中で判事の定員を増員又は維持することは審理期間の短縮とは無関係であるとの指摘に対する最高裁判所当局の見解
- カ 判事の定員の削減が審理期間の短縮という目標の達成を阻害するとする理由
- (2) 判事及び判事補の欠員
 - ア 令和3年12月1日に見込まれる判事の欠員数
 - イ 判事の欠員が近年増加している理由
 - ウ 平成28年度から令和元年度までの定年前の判事の退官者数
 - エ 判事補の任官者数の減少が止まらない理由
 - オ 検察官の任官者は減少していないのに対して判事補の任官者が減少している理由
 - カ 裁判官は民事事件を担当する割合が高いから主として刑事事件を担当する検察官に比べ大規模法律事務所等と採用が競合しやすいということは判事補の任官者が減少している理由としては妥当ではないとの指摘に対する最高裁判所当局の見解
 - キ 司法試験合格者や法曹志願者の減少により優秀な人材が法曹界に入らなくなってきているために裁判官を採用しにくくなっているとの指摘に対する最高裁判所当局の見解
 - ク 法曹志願者が減っているにもかかわらず司法試験合格者が増えたことから質の低下を招き裁判官にふさわしい人材が減っているのではないかとの懸念に対する最高裁判所当局の見解
 - ケ 判事補の任官増加に向け今年度実施した新たな取組の具体的内容
 - コ 今後の事件動向や判事補の充員の見込みについての最高裁判所当局の見解
 - サ 判事補の充員の具体的な見込み
 - シ 令和4年の判事補から判事への任官予定者数
 - ス 判事補の欠員が今後も増えていくとの指摘に対する最高裁判所当局の見解
 - セ 判事補の欠員が減る見込みはないのであるから定員を削減すべきとの意見に対する最高裁判所当局の見解
- (3) 法曹養成
 - ア 法曹志願者が減って従来であれば合格不可能だった者が司法試験に合格していることから合格者の質が低下しているのではないかとの懸念に対する法務省の見解
 - イ 法曹志願者の減少が法曹の質に及ぼす影響について実態調査を行う必要性についての法務大臣の見解
 - ウ 上記調査の結論を早急に出す必要性
 - エ 司法試験合格者の質の低下の有無
 - オ 司法試験合格者の質の低下と判事補の任官者数の関係
 - カ 司法試験合格者の質を維持するために合格者数の輩出目標を止める必要性についての法務大臣の見解
 - キ 法科大学院修了者等に限定している司法試験の受験資格を見直して誰もが司法試験を受けられるようにすることが多種多様な人材の参入を促すとの指摘に対する法務大臣の見解
 - ク 連携法曹基礎課程（法曹コース）が設けられた大学法学部の志願者の動向
 - ケ 法科大学院修了者の司法試験の累積合格率を7割とする数値目標を達成するために受験資格を限定するのではないかとの懸念に対する文部科学副大臣の見解

藤野保史君（共産）

- (1) 本法案の提案理由にある「裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある」の意味
- (2) 政府の定員合理化計画に協力して進められてきた裁判所職員の減員が裁判の現場及び国民の裁判を受ける権利に与えた影響を検証すべきとの考えに対する最高裁判所当局の見解
- (3) コロナ禍の下におけるDV及び性犯罪・性暴力の相談件数の推移

- (4) 児童福祉法第 28 条第 1 項事件及び同法第 33 条第 5 項事件
 - ア 両事件の概要及び事件動向の推移
 - イ 両事件において短期間で包括的な調査や意見を求められる事例が増加していることについての最高裁判所当局の認識の有無
- (5) コロナ禍の今こそ家庭裁判所調査官を始めとして裁判所の人的・物的体制を充実させるべきとの考えに対する最高裁判所当局の見解
- (6) 本年 3 月 6 日に名古屋出入国在留管理局で発生した 30 代のスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 同事案の調査主体及び調査内容
 - イ 当該女性は体重が減少し食道炎の症状を訴えていたという事実の有無
 - ウ 当該女性が点滴の処置を求めている事実の有無
 - エ 当該女性を支援してきた支援団体を調査対象に含めるよう法務大臣が指示すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (7) 東京出入国在留管理局で発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターの現状

串田誠一君（維新）

- (1) 司法試験の受験資格から法科大学院修了の要件を除外することについての法務大臣の見解
- (2) 児童相談所の一時保護について義務的司法審査を導入すべきとの国連の児童の権利委員会による勧告を受けたことを踏まえて義務的司法審査の制度を設けた場合、裁判官の数が不足することとなることについての法務大臣の認識
- (3) 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）及び上記（2）の勧告から常識的に解釈できることを踏まえ、家族法の分野における司法関与に関して、厚生労働省と更に連携する必要性についての法務大臣の見解
- (4) 児童相談所の一時保護の段階で、非常勤の裁判官として弁護士が、親、子及び児童相談所の意見を聴く制度を構築すべきとの提案に対する法務省の見解
- (5) 通訳人の立会
 - ア 通訳人がウェブ会議により全国各地の裁判の通訳を行うことの弊害の有無についての法務省の見解
 - イ ウェブ会議等を利用することにより通訳人が法廷に在廷せずに裁判が実施された場合でも、憲法第 37 条第 1 項に反しないとの理解に対する法務省の見解
 - ウ 上記イの場合における民事訴訟法第 154 条第 1 項の「通訳人を立ち合わせる」との条文への抵触の有無についての法務省の見解